

十島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成20年度の人 件費率
21年度	566人	4,113,903 千円	59,891 千円	362,991 千円	8.8%	8.9%

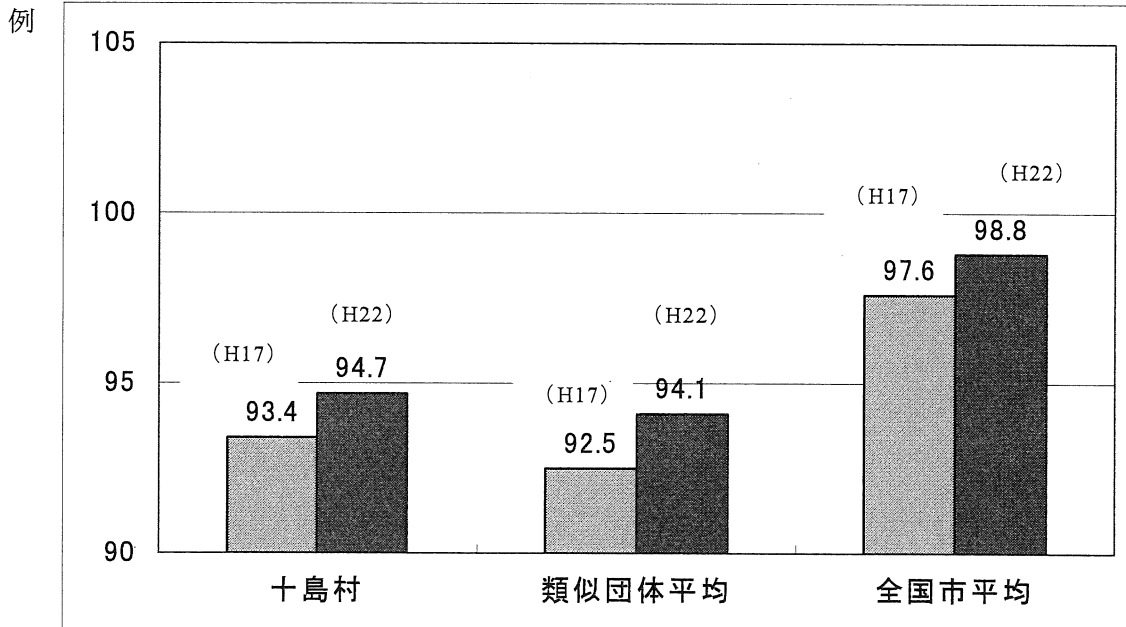
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	32人	103,293 千円	23,284 千円	40,411 千円	166,988 千円	5,218千円	5,607千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（平成22年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 ☆人事委員会を設置していないので、記載不要

2 一般行政職給料表の状況(平成22年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成22年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
十島村	41.1歳	305,700円	369,400.0円	336,900.0円
鹿児島県	44.1歳	326,599円	401,980.0円	363,175.0円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666.0円
類似団体	42.9歳	315,994円	353,550.0円	346,037.0円

②技能労務職

該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区分		十島村	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	163,590円	172,200円
	高校卒	140,100円	133,095円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成22年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,000円	305,700円	354,200円
	高校卒	190,300円	320,500円	320,500円

注①. 15年高卒の欄に関しては、該当職員がいないため、直近の勤続年数20年の職員の数字を使用している。

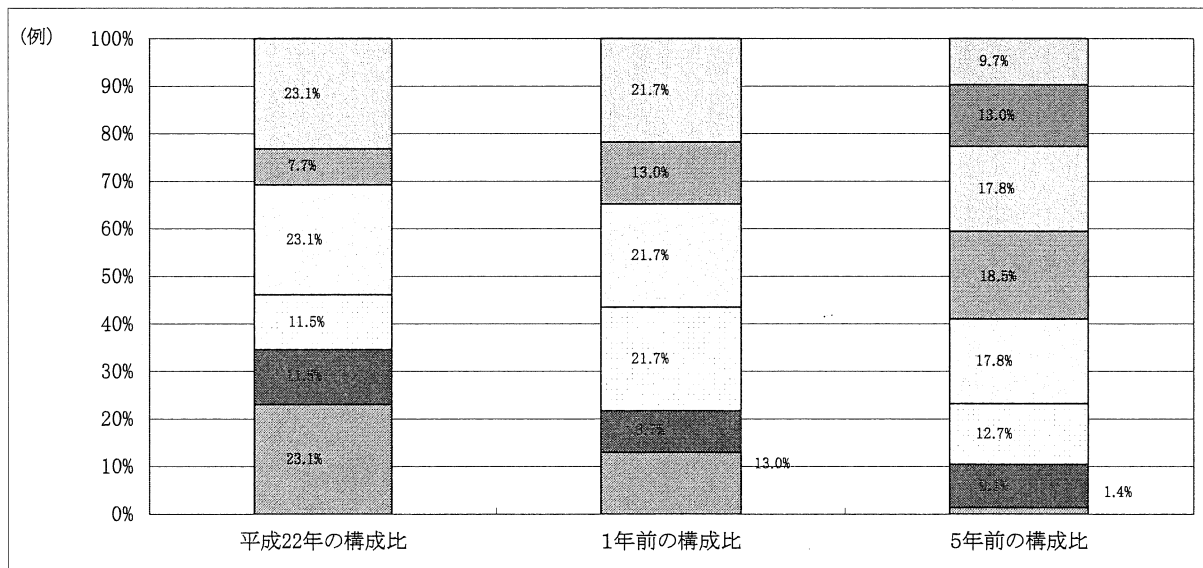
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長又は参事	6人	23.1%
5級	課長又は参事	2人	7.7%
4級	室長又は特に高度の知識経験を必要とする主幹	6人	23.1%
3級	主査又は主幹の職務	3人	11.5%
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事（技師）の職務	3人	11.5%
1級	主事補（技師補）又は定期的な業務を行う主事（技師）	6人	23.1%

(注) 1 十島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与条例規則に基づき1年間の勤務成績に応じて、昇給に反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十島村	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額 (平成21年度) 1,530千円	1人当たり平均支給額 (平成21年度) 1,625千円	—
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.9月分 勤勉手当 1.425月分 ()月分 ()月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

給与条例規則に基づき1年間の勤務実績に応じて、昇給に反映させている。

(2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

十島村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	32.76月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額			(2%～20%加算)		
12,416千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	25,485千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	796,412円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	57.1 %		
手当の種類（手当数）	12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	診療所	伝染病処理作業	日額400円
乗船手当	船舶乗組員	乗船につき	1回650～1,000円
機関部手当	船舶乗組員（機関部）	機関部職	月額2,000円
船内荷役手当	船舶乗組員	船内荷役	1t当り600円
医師手当	診療所医師	医療に関する調査研究	月額200,000円
看護手当	看護師	看護業務	月額40,000円～75,000円
保険活動手当	保健師	保険業務	日額1,000円
航海管理手当	船舶乗組員	航海管理者	月額4,000～100,000円
入渠手当	船舶乗組員	入渠期間作業従事	日額1,700～2,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	住民課・診療所	行旅病人及び行旅死亡人の保護移送、収容	保護移送→日額400円 収容→日額800円
海事職手当	船舶乗組員	船員法の最低賃金を下回る職員に支給	月額20,000円以内
地籍調査手当	地籍調査係	地籍調査従事	月額10,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	17,012千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度年度決算）	370千円
支給実績（平成20年度決算）	17,480千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	380千円

(6) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 6,000円 配偶者非扶養の扶養親族 6,500円 配偶者なしの扶養親族 11,000円 16~22歳の特定期間の加算 5,000円	同		10,740千円	275,383円
住居手当	家賃12,000~23,000円→(家賃額-12,000円) 家賃23,000~55,000円未満 →(家賃-23,000円)×1/2+ 11,000円 家賃55,000円以上→ 27,000円	同		3,643千円	303,592円
通勤手当	5kmまで 2,000円 5~10km 4,100円 10~15km 6,500円 15~20km 8,900円 20~25km 11,300円 25~30km 13,700円 30~35km 16,100円 35~40km 18,500円 40~45km 20,900円 45~50km 21,800円 50~55km 22,700円 55~60km 23,600円 60km~ 24,500円	同		1,663千円	51,955円

管理職手当	6級課長 51,108円 6級会計管理者 46,849円 5級課長 48,444円 5級会計管理者 44,407円 4級課長 46,944円 4級会計管理者 43,032円	同		2,949千円	589,889円
宿日直手当	1回4,000円	異		996千円	55,333円

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	村長	651,100 円 (766,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 786,000円/327,500円	
	副村長	545,400 円 (606,000円)	634,000円/420,000円	
報 酬	議 長	270,160 円 (307,000円)	307,000円/150,000円	
	副 議 長	222,640円 (253,000円)	251,000円/119,000円	
	議 員	202,400円 (230,000円)	228,000円/100,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成21年度支給割合) 3.10月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成21年度支給割合) 3.10月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 勤続期間1年につき500/100	(1期の手当額) 13,788,000円	(支給時期) 任期満了ごと
	副 市 町 村 長	勤続年間1年に月280/100	6,447,840円	任期満了ごと
	備 考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

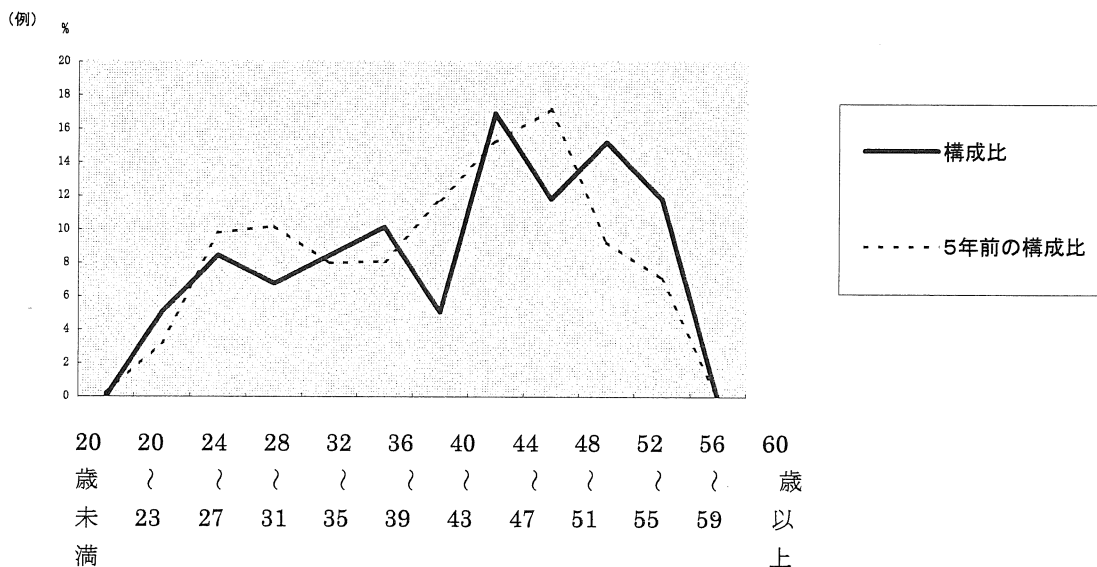
(平成 22 年 4 月 1 日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成21年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	・ 人員補充、引継補充 ・ 欠員補充 ・ 業務増
		総 務	6	6	0	
		税 務	1	1	0	
		民 生	4	2	2	
		衛 生	9	9	0	
農林水産		5	4	1		
土 木		4	3	1		
計	計	30	26	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 530.04人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 162.78人)	
門	教育部門	3	3	0		
	消防部門					
	小 計	33	29	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 583.04人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 196.43人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	交 通	24	25	▲1	・ 事務の統廃合	
	そ の 他	3	3	0		
	小 計	27	28	▲1		
合 計		60	57	3		
		[66]	[66]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	3人	5人	4人	5人	6人	3人	10人	7人	9人	7人	人	59人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	17年	18年	19年	20年	21年	22年		
一般行政	30	29	26	28	26	30	0 (0%)	
教育	5	4	4	3	3	3	△2(△40%)	
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0%)	
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)	
普通会計	35	33	30	31	29	33	△2(△6.9%)	
公営企業等会計	29	29	29	27	28	27	△2(△6.9%)	
総合計	64	62	59	58	57	60	△4(△6.3%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

該当なし